

本会議から付託された議案1件の審査を行うため、12月8日に産業水道委員会を開催しました。

議案第77号 平成26年度総社市一般会計補正予算（第7号）

のうち本委員会の所管に属する部分について

～内容～

本年4月の農地法改正により農地台帳の作成が義務付けられ、農地の所在、地目、地籍などのほか、小作権、利用権、耕作放棄地などの農地情報を今年度中に整備することとされたことに伴い、農地台帳システムを改修するための委託料を増額しようとするもの。

～結果～

次のような審査のあと、採決の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：活用方法はどうか。

答：これまでも本市においては農家台帳というシステムはあったが、このたびの法改正により、全国の農業委員会でそれぞれ管理されていた農地情報が、全国統一した情報で整備することが義務付けられたためシステムを改修しようとするものである。整備後は、農地中間管理機構等の事業にも情報を提供するよう義務付けられている。

問：登記簿上では農地とされていても、実際は造成されて建物が建っていたり、逆に荒れて放置されたりしている土地もあると思う。どのように取り扱われるのか。

答：登記簿上農地であれば、現況が農地以外になっていても全てシステムの中で農地として管理している。情報提供の際には、転用手续をしているもの及び非農地として認定された農地を除き、全ての農地が対象になる。